

昭和四十九年度

資料調査報告書 第二集

岡嶋家資料

鳥取県立博物館

目次

序にかえて……………1

1 岡嶋家資料調査について……………1

2 岡嶋家資料仮目録……………3

3 岡嶋家について……………14

4 岡嶋家文書について……………16

5 岡嶋家の蔵書……………17

序にかえて

昭和四十八年度の第一集沖家文書に続いて第二集岡嶋家資料を発刊することとなりました。

今回集録の岡嶋家資料は鳥取市の岡嶋家に伝えられた文書の中で昭和四十八年度に購入したものであります。

同家は戦国争乱の時代に池田信輝に仕え、その後は常に藩の中樞にあって活躍した名家であります。特に当家七代の正義は鳥取藩の歴史家として著名であり、その実証的な研究態度と数多くの著作は近世の鳥取を知る上に極めて貴重で、今もって多くの研究者たちがその恩恵に浴しております。

この岡嶋家文書は天正十七年より明治四十年に至る三百有余年間に亘るもので、戦国末期から江戸初期にかけての諸種の判物類は当館所蔵の鳥取池田家藩政資料の不足を補い、池田家の初期を知る上に重要であります。幕末期の文書、書簡は当時の藩の動向を知る貴重な文書であります。正脩、正潔は明治時代新政府、県庁の各種の役人を歴任しており、往復された書簡類にも地方行政の動きを知り得るのであります。

この貴重な資料を快く当館に譲渡下さいました子孫の山本登志子さんに厚くお礼を申し上げます。

なお、鳥取県立図書館より当館に移管された岡嶋正義文庫並びに鳥取池田家藩政資料に組み入れられている正義の諸著作をはじめ、諸種の近世資料と併せて利用いただければ、地方史研究上大いに裨益することを確信しております。

昭和五十年三月三十一日

鳥取県立博物館長
西 本 真 一

1 岡嶋家資料の調査について

岡嶋家の資料は、すでに明治末期に調査されている。明治四十二年、旧藩主池田家によって「鳥取藩史」の編纂が企画された。翌四十三年夏には、編纂長湯本文彦、編纂員竹内吉次郎（峴南）は、史料調査等のため鳥取にやって来た。これに呼応して本部泰ら地元有志二十余名は、八月一日鳥取図書館に集まり、「鳥取藩史編纂協賛会」を結成し、史料の調査、収集、謄写等に全面的に協力することにした。この史料調査は大正二年ぐらいついで続く。この成果は、「鳥取藩史史料目録」（十八集四冊一当館蔵）および、史料の筆写本として残されている。

「鳥取藩史史料目録」によると、岡嶋家の調査は、編纂員竹内吉次郎、榎本信一、大坪政武（協賛会史料収集幹事）と岡嶋正潔によって、四十三年七月三十日に行なわれている。その時の史料目録には、「岡嶋正義蔵祖父正義遺稿」として以下の三十八点が記載されている。

1	歴年大雑集	十二冊	14	池田家御系譜	一冊
2	因州記	三冊	15	珍事録	三冊
3	化政政秘録	四冊	16	霜眉隨記	五冊
4	〃	八冊	17	雑集	十五冊
5	天保政秘録	一冊	18	石梁塵録	一冊
6	藩隣略説	一冊	19	因府歴事雜記	一冊
7	旧墨鞆覽	四冊	20	竹島考	一冊
8	鳥府志	十冊	21	竹島渡來記	一冊
9	因府歴表略史	一冊	22	因府夜話	三冊
10	山陰大附録	二冊	23	御家御紋圖説	一冊
11	鳥府政秘録	四冊	24	かりねの夢	一冊
12	十家開録	一冊	25	多治摩の芦毛	一冊
13	御家の礼技粹	一冊	26	家主交替録	一冊
			27	重墨利加漂流	一冊

28	東村勘右衛門代記	一冊	35	求言の会より上	一冊
29	因幡民乱記	一冊		りし意見書	一冊
30	無標題のもの	一冊	36	孝夫塚の記	一冊
31	植物愚案	共四冊	37	力田塚の記	一冊
32	享保庚子回録記	一冊	38	給所勸善祭の発端	一冊
33	旧図略説	一冊			
34	蘭人渡来の後家老池田兵庫に賜りし意見書案	一冊 天保十五年			

明治四十三年七月三十日の調査の目的は、因府年表の著者岡嶋正義の遺稿を調べることになつたようである。岡嶋家の史料調査は、その後二回にわたつて実施されている。「第二史料目録」には岡嶋正義の史料として次のように記している。

1	株内昇進録	一冊	美濃紙横帳
2	異國人道中日記	一冊	花紙本
3	鳥取城攻軍配図	一枚	
4	文化九壬申歳大火図	一枚	
5	意見書綴	五枚	
6	久満女歌并引		

さらに、第三回の調査は、岡嶋家に代々伝えられた文書のうち、初期池田氏に関するものを調査している。

1	宮内少輔様御手束	一通
2	左近大夫佐々信濃様まいる	一通
3	宮内少輔様御目録	寛永七年
4	忠継様御書	一通
5	輝政様御書	慶長十六年
6	照政様御書	一通
7	照政様御書	慶長五、十月十六日附ノ御親筆也
8	忠長様御書	一通
9	忠長様御書	十月廿六日附被迎出世

2 岡嶋家資料目録

1 文 書

1	池田照政判物(知行宛)	岡嶋五平次宛	天正十七年十一月二十日	一通
2	"	岡嶋五平次宛	天正十八年 十月十八日	一通
3	"	岡嶋五郎右衛門宛	慶長 六年十一月 三日	一通
4	池田忠長(忠雄)	岡嶋五郎右衛門宛	慶長十六年 五月廿二日	一通
5	"	岡嶋五郎右衛門宛	元和 元年、八月廿四日	一通
6	"	岡嶋五郎右衛門宛	元和 五年 卯月十一日	一通
7	池田光仲判物	岡嶋五郎右衛門宛	慶安 三年十二月 二日	一通
8	池田綱清判物	岡嶋五郎右衛門宛	元禄 二年(正月廿二日)	一通
9	池田吉泰判物	岡嶋三三郎宛	享保十一年(九月廿六日)	一通
10	池田重寛判物	岡嶋五郎右衛門宛	明和 六年 二月廿二日	一通
11	池田治道判物	岡嶋三右衛門宛	寛政 三年 二月廿六日	一通
12	池田斉稷判物	岡嶋三三郎宛	文化十一年十一月十九日	一通
13	池田吉泰判物	岡嶋三三郎宛	天保 九年 九月 十日	一通
14	池田重寛判物	岡嶋三三郎宛	享保十一年 九月廿六日	一通
15	池田重寛判物	岡嶋五郎右衛門宛	明和 六年 二月廿六日	一通
16	池田重寛判物	岡嶋三三郎宛	文化十一年十一月十九日	一通
17	知行方目録	寛永十年十一月廿八日	乾兵部太輔、和田飛騨守、荒尾志摩守、荒尾内匠助、岡嶋五郎右衛門宛	一通
18	替り知目録	岡嶋五郎右衛門宛	元治 元年 五月廿八日	一通
19	池田照政(三左衛門)自筆書状		七月 九日	一通
20	"	(岡嶋)五平次宛	廿四日	一通
21	池田利隆(耀直)書状	十二月 日	飯間猪左衛門、岡嶋五郎右衛門、中村助兵衛宛	一通

22	池田忠長(忠雄)書状	六月 六日	岡嶋五郎右衛門宛	一通
23	池田忠長(忠雄)書状	十二月 二日	岡嶋五郎右衛門宛	一通
24	池田忠雄書状	六月 晦日	佐々信濃守宛	一通
25	池田忠雄書状	七月 五日	飯沼伊左衛門、岡嶋五郎右衛門、中村助兵衛、清水忠兵衛宛	一通
26	板倉伊賀守、米津清右衛門、藤堂和泉守連書状	七月十四日	飯間猪左衛門、岡嶋五郎右衛門、中村助兵衛、清水忠兵衛宛	一通
27	松平左近大夫(政武)書状	七月 八日	佐々信濃宛	一通
28	中主殿書状(中村主殿)	三月十四日	岡嶋五郎右衛門宛	一通
29	荒尾志摩書状(享保十二)年間正月			一通
30	荒尾志摩斯就書状(延享四)年十二月廿五日			一通
31	"			一通
32	荒尾駿河成章書状(安政元)年 七月 五日		岡嶋勘之丞宛	一通
33	荒尾但馬書状	九月 三日	岡嶋源之丞宛	一通
34	乾上総豊長書状	九月廿五日	岡嶋三右衛門宛	一通
35	乾上総豊長、津田周防元和連署状	六月廿七日	岡嶋五郎右衛門宛	一通
36	坂川権右衛門書状	九月十九日	岡嶋三右衛門宛	一通
37	某書状(寺領減少について)	十一月	岡嶋勘之丞宛	一通
38	池田照政(三左衛門)定書	慶長十六年 五月廿二日	岡嶋五郎右衛門	一通
39	池田忠雄黒印状	寛永 七年 霜月十一日		一通
40	池田照政(三左衛門)定書	慶長五年十月十六日		一通
41	池田忠長(忠雄)定書	十月廿六日	岡嶋五郎右衛門、多羅尾孫兵衛宛	一通
42	岡嶋家奉公書(天正十一年一原文二年、初代一五代)		岡嶋三三郎	一通
43	"	寛政四年十二月(天正十一年一明和五年)		一通
44	"	(天正十一年一宝曆九年)		一通

10 武蔵守様御書
11 主殿様御書 岡嶋五郎右衛門殿人々御中
12 藤堂様米津様板倉様連名ノ書状(淡路ニ在ル奉行飯間猪右衛、岡嶋五郎右衛門、中川助兵衛、清水忠兵衛ニ宛タル手簡) 一通
鳥取藩史編纂事務所の三回にわたる調査により、明治末期までの岡嶋家史料の伝存の様子は、その大要を知りうる。しかし、この調査目録は、岡嶋家史料を選択的に採録しており、これ以外にもまだまだ多くの史料が伝えられていたはずである。その後今日まで、岡嶋家史料が系統的に調査されたことはなかった。

正義の数々の遺稿の史料価値は、早くから認められていたものの、正義自身の考えもあって多くは秘録とされ、子孫もそれを守っていたこともあって一部の人々しか利用できなかった。明治二十年代に入って「鳥府志」については、数種の写本が作られ、さらに、前述鳥取藩史編纂事務所の調査によるのであるが、一般に利用が可能になるのは、昭和三十一年四月、岡嶋敏行氏が「鳥府秘録」以下八種四十八冊の正義遺稿を鳥取県立図書館に寄贈され、また同図書館でも、それを機に他の資料を整理して「岡嶋正義文庫」を開設された。これにより岡嶋家史料のうち、正義遺稿の主要な部分は一般に公開され利用されるようになったのである。

昭和四十六年、県史編纂委員の徳永職男、浜崎洋三、山部憲太郎氏は、岡嶋敏行氏の遺族山本登志子氏のところから伝わる残りの岡嶋家資料の調査を実施された。この調査により、鳥取県史近世資料編も、7の底本となる岡嶋正義自筆本の「因府年表」と「鳥府志」が得られたのである。

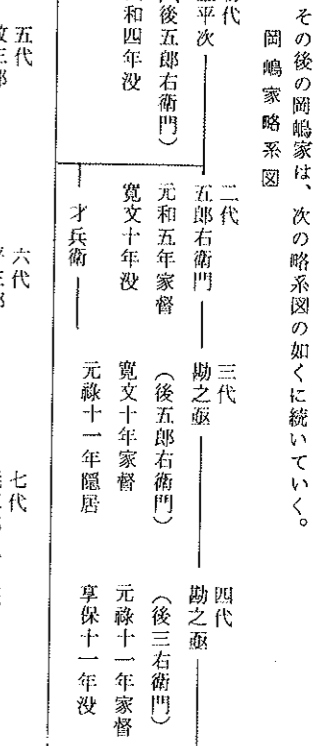
当館の岡嶋家史料調査は、県史編纂委員の調査を受けついで昭和四十七年から四十九年まで実施された。県史編纂委員の調査にもとづき、県史編纂に必要なものは、県史編纂室が、それ以外の史料は当館が譲渡を受けることになった。これらは、正義遺稿を中心としたものであったが、その後「岡嶋家の家関係文書」についても、寄贈あるいは譲渡を受けるとともに、先に、岡嶋敏行氏が県立図書館に寄贈された正義遺稿も、当館に移管された(四十九年六月)。これによって岡嶋家資料の主要部分はほとんど当館に収録保存されることになったのである。

129	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
128	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
127	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
126	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
125	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
124	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
123	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
122	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
121	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
120	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
119	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
118	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
117	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
116	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
115	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
114	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
113	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
112	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
111	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
110	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
109	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
108	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
107	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
106	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
105	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
104	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
103	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
102	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
101	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通
100	鳥取藩指令書	(差控御免) 岡嶋勸之丞宛 明治二年六月十五日 一通

145	藩知事辞令	(当分権大参事職務取扱を命ず) 岡嶋少参事宛 明治三年九月五日 一通
146	藩知事辞令	(暫時米子詰を命ず) 岡嶋少参事宛 明治三年閏十月二日 一通
147	藩知事辞令	(命権大参事試験) 岡嶋少参事宛 明治三年閏十月廿二日 一通
148	知事職務取扱指令書	(婦序命令) 岡嶋少参事宛 明治三年十一月八日 一通
149	鳥取藩指令書	(至急帰藩のこと) 岡嶋少参事宛 明治三年十一月十七日 一通
150	藩知事指令書	(伊丹大参事が東京へ出発の朝、大西、堀大願へ申含めた事を取調べ書面で報告すること) 岡嶋大参事宛 明治三年十二月 一通
151	藩知事職務取扱指令書	(河崎権大参事留守中、命大参事御用取扱) 岡嶋権大参事宛 明治四年正月八日 一通
152	鳥取藩指令書	(命會計局御用取扱) 岡嶋権大参事宛 明治四年二月十四日 一通
153	鳥取藩指令書	(命祈年祭字部神社参向正使) 岡嶋権大参事宛 明治四年二月十四日 一通
154	藩知事辞令	(免大参事御用取扱) 岡嶋権大参事宛 明治四年二月廿四日 一通
155	藩知事辞令	(免會計局御用取扱) 岡嶋権大参事宛 明治四年二月廿四日 一通
156	鳥取藩辞令	(河崎権大参事留守中、命會計局御用取扱) 岡嶋権大参事宛 明治四年五月九日 一通
157	鳥取藩辞令	(免會計局御用取扱) 岡嶋権大参事宛 明治四年七月十一日 一通
158	弁事指令書	(出庁命令) 岡嶋権大参事宛 明治四年七月廿七日 一通
159	鳥取藩指令書	(祥忌断之處、御用多ニ付、出庁のこと) 岡嶋権大参事宛 明治四年七月廿七日 一通
160	鳥取藩指令書	(河崎権大参事留守中、命會計局御用取扱) 岡嶋権大参事宛 明治四年八月二十日 一通
161	鳥取藩指令書	(旧県御用向相済ニ付、以後出庁に及ばず) 岡嶋正脩(脩) 明治四年十二月廿七日 一通
162	鳥取藩指令書	(大蔵省指令により、旧藩中貫属家録帳取調を申付) 鳥取県権大参事、河野通、岡嶋正脩宛 明治六年六月十七日 一通
163	弁事指令書	(出庁命令) 岡嶋権大参事宛 明治四年か) 二月廿四日 一通
164	鳥取藩指令書	(出庁命令) 岡嶋正脩宛(明治四年か) 二月廿五日 一通
165	藩知事指令書	(河崎権大参事身退について、鶴殿、沖へくわしく懸合うべきこと) (岡嶋権大参事宛か) (年付不明) 十一月晦日 一通
166	鳥取藩通達	(拜領屋敷買得地等の拜借願書の差出) 明治三年四月 一通
167	政庁通達	(岡嶋少参事差控御免) 荒尾少参事宛 明治三年六月廿六日 一通
168	弁事指令書	(岡嶋少参事差控御免) 栗田大願宛 (年付不明) 五月廿七日 一通
169	弁事通達(元立)	(別紙の通命あり、別紙なし) 岡嶋少参事宛 (年付不明) 十一月八日 一通
170	伺書案	岡嶋勸之丞(親勘之丞同様に差控えること) 弁事宛 (年付不明) 六月十五日 一通
171	願書	岡嶋権大参事(吉岡へ三廻入湯許可) 弁事宛 明治四年二月 一通
172	願書	岡嶋正脩(出庁) 河野鳥取県権大参事宛 明治六年六月十七日 一通
173	贖罪金申付書	鳥取県(司法省指令により贖罪金三円) 岡嶋正脩宛 明治五年十一月九日 一通
174	願書	岡嶋幹(正潔)(元拜領屋敷借願) 兵制局宛 明治三年五月 一通

- 幕末維新関係史料
- 明治元年奥羽越三出口張諸司兵隊以下御賞典被仰渡書控写
- 中外新聞(第一号一第三十一号)
- 評論新聞抜萃
- 御親征行幸中行在所日誌(第一号一二号)
- 佐賀学校之記・時習館学規
- 旧鳥取藩家祿調査
- 朝野新聞抜萃
- 太政官布告(政体書外)

五四冊
一冊
三冊
一冊
一冊
一冊
一冊
一冊



3 岡嶋家について

岡嶋家は、旧鳥取藩士で知行高四百二十石の侍の家である。天正十一(一五八三)年、初代岡嶋五平次が池田信輝に召抱えられて以来の池田家の家臣である。とくに幕末の七代正義は、因伯に関する多くの史誌を著わし、藩内一級の歴史家として著名であり、その子八代正脩は幕末から維新期にかけて活躍し、廃藩まで鳥取藩権大参事をつとめる。九代正義は、維新期から明治期にかけて活躍する。

藩士家譜岡嶋正義家は、「一、初代岡嶋五平次後五郎右衛門、天正十一年末年勝入様御代、於濃州大垣御知行八拾石ニ備被召出候。」という記事ではじまり、これ以前のこと、岡嶋家伝来の史料の中でも明らかでない。翌天正十二年小牧、長久手の戦いで、池田信輝(勝入)が戦死し、次男輝政が跡をつぐと、五平次はこれに従う。その後輝政が参州吉田、藩州姫路と移封するのに従う。慶長十五年二月、輝政の六男忠長(忠雄)が淡路国六万三千石に封ぜられると、五平次はこれに従う。その後主家が、備前岡山、因幡鳥取と移封するのに従い鳥取池田家譜代の家臣となった。

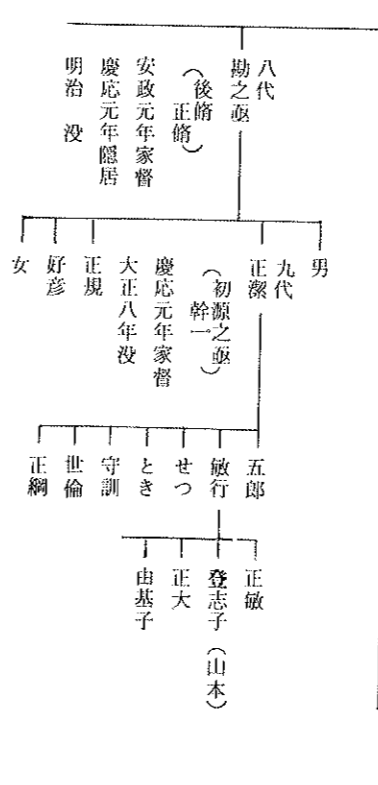
く。

二代五郎右衛門のは、寛永九年、池田光仲と光政の領地替によって鳥取に移る。彼は、播州曾根代官(寛永十七年一慶安元年)、伯耆国日野郡代官、同国汗入郡代官を勤め、明暦元年正月には町奉行(明暦三年二月まで)に就任するなど、ほゞ一貫して民政を担当した。

三代勘之丞は、大小姓役(寛文十一)、御目付役(延宝四年)、御見小姓頭(貞享元年)をつとめ、貞享二年藩主光圀隠居にもなつて御隠居様附となる。四代勘之丞は御使番を勤め、さらに、家中物成取過作廻役、簡略場役なども勤め、享保四年には格式寄合組になっている。五代紋三郎もほゞ同様の経歴をたどって、晩年には御用人も勤める。六代平三郎は、宝暦十年家督を嗣ぐが、幼少のため知行四百二拾石のうち五拾石は十六才までお預けとなる。平三郎は、若くして没したためか、ほとんど役勤がない。また、嗣子がなく、儀三郎を急養子に迎えて寛政六年六月に病死する。

七代儀三郎が、多くの史書を遺した正義である。彼は、家中佐野儀左衛門春郷の二男で、岡嶋家に養子に入り、家督を嗣いだ時は十一才であった。養子であったため知行は五拾石減少し、三百七拾石になった。文政七年五月十三日御目付役に就任している。岡嶋家では三代勘之丞も御目付役を勤めたこともあり、岡嶋家の家格からして、正義の御目付就任は特別の抜擢ではない。しかし、この御目付役就任は、正義にとって大きな意味をもったと考えられる。ところが、文政九年八月朔日「其方儀思召有ニ付、御役儀被成御免旨被仰出。」(藩士家譜)と在任期間二年数ヶ月で免職になっている。「思召有之」とあるから、何かの事情があつてのことと思われるが明らかでない。鳥取藩史は「其の大目付たるに及で専ら士節を振興し、風紀を維持せんと欲す。然れども時方に積方に積弊の極に達し其意行はれず。正義時事の非なるを知り断然職を辞するに至る。世伝而して家人を誡めて曰く、吾子孫たる者、未来永却大目付たる勿れと。家伝」(鳥取藩史「藩史例伝二二)とのべているあたりに免職の事情の一端をうかがうことができそうである。御目付役をやめてからの正義は、公職につくことなく、専ら史誌の編纂著述にたずさわる。安政元年六月隠居し、同六年六月七十五才で没す。号を石梁といつた。

八拾石で召抱えられた岡嶋家は、その後の主家の成長とともに、百六拾石(参州吉田)・三百五拾石(藩州、淡路)と家祿を増し、備前岡山に移った時には四百二拾石になり、これが岡嶋家の家祿として鳥取時代にも受けつがれている。



八代勘之丞は、父正義とちがって、公的活躍の期間が長い。すでに弘化四年九月には、名代勤学館奉行助役を命ぜられ、格式諸奉行になっている。ついで嘉永四年十一月には、学館奉行に昇進する。このころ、鳥取藩でも幕末の藩政改革がはじまり、勘之丞も学館奉行として改革に参加して行くのである。安政元年六月、父の隠居にもなつて家督を嗣ぐ。安政三年正月、病氣を理由に辞職を願ひ出るが、それはほゞ第一次学館擴張事業が完了した段階であった。しかし、四月には御譜請奉行物頭を命ぜられている。文久三年十月、これまでの功績により旧知五拾石を返され、知行は四百二拾石に復した。元治元年八月には御用人助役、十月本役となり、さらに長州出征の御供、翌慶応元年には江戸御供とほゞ藩士の側近に居るのである。

ところが、六月には「勘之丞儀儀追々及老年、内願の趣も有之ニ付御役被成御免、隠居被仰付、源之丞儀実子之儀候得者、家督無相違被仰付。」(藩士家譜)とあり、突然のように藩政の中心から姿を消す。そして明治元年八月まで、勘之丞、源之丞父子の動向について家譜は何も記していない。明治元年八月九日「其方儀此度御留守中当分御側御用人之御用向取扱候様被仰付出候」(藩士家譜)と再び藩政に登場してくる。十一月隠岐国取締のため源之丞を伴つて同島へ出張、二年五月に帰国、六月三日には、藩政改革が達せられ、勘之丞は升務となり改革に参加する。

同年九月脩(ヲサム)と改名十月十五日には鳥取藩小参事に就任する。十二月から翌三年四月まで米子詰、十一月には権大参事に昇任している。この間脩の分担任は、主として升務、民政、会計であった。そして明治四年七月、廃藩置県が実施され、十二月二十七日には「岡嶋正脩 旧懸御用向相済候付向後不及出序事」と彼の活躍は終りを告げるのである。この時六十九才であった。その後の公的な任事は、明治六年六月の「依大蔵省御指令旧藩中祿政改革ニ付相定候質風家祿帳取調」があり、その結果が「岡嶋家資料目録二(二一四)号の資料である。

九代正義(源之丞)は、慶応元年六月に家督を嗣いだとはいえ、当時十五才であった。彼の活躍期は、廃藩置県後にはじまるといえよう。彼の履歴は、資料が不足して充分に明らかにし得ないが、残されている辞令を整理してみ

ると次のようになる。

- 明治 九年 八月 十九日 六等警部治罪掛
〃 十八年 三月 五日 判事補鳥取裁判所掛
〃 十八年 四月二十九日 第二期鳥取重罪裁判予備陪席
〃 十八年 九月 十一日 八上八東智頭郡長
〃 二十三年十二月 十六日 奏任官五等
〃 二十五年 四月 十八日 従七位
〃 二十六年十一月 二十日 非職
〃 二十九年 二月二十八日 日野郡長
〃 三十年十一月二十四日 高等官七等
〃 三十二年十二月 十三日 高等官六等
〃 三十三年 二月 十日 正七位
〃 三十四年 二月 十五日 休職

この間にも、検病官、収入官等を兼ね、また日本赤十字社支部委員、因伯尚徳会委員などを委嘱されている。明治三十四年以後の正潔の公職は明らかでないが、年令も五十才を越しており、官吏から退身したのではなからうか。そして明治三十五年鳥取に設立された私塾私立尚徳館の館長に就任したのである。私立尚徳館は、普通学を教える私塾で、池田家からも補助金を受けているが、四十一年に閉館している。

ところで、正潔の活躍で注目しなければならないのは、これら辞令にあらわれてこない時期である。明治七年秋、鳥取県士族は「共立社」を結成する。この年五月台湾出兵の議がおこると、池田利安、遠藤恒、森田幹、青木冬樹、坂田武雅等を代表として、多くの鳥取県士族が台湾派遣従軍軍を陸軍省に出願する。台湾出兵はとりやめになったが従軍を志願した士族によって結成されたのが「共立社(舎)」である。

「共立社」に集まった者は、政府の動きに反対で、翌八年十月には、さきに免官になった島津久光、西郷隆盛、副島種臣、前原一誠らの復職を強硬に主張する上申書を共立社同志の名で元老院に提出した。正潔は、代表には名を連ねていないが、このころ東京にいたと見え、東京の情勢を鳥取の父正簡の許によ

く報告している。

さらに、明治十一年九月、大阪で開かれた第一回愛国社再興会議には、鳥取共立社員として坪内元興とともに出席し、次いで十二年三月の第二回、十三年三月の第四回会議に出席している。そして四月の国会開設請願書には、「鳥根県下因幡國邑美郡宮内町共立社總代 同県同郡栗谷町七十一番地士族岡嶋正潔」と名前を連ねているのである。(「自由党史」岩波文庫)このような動きからみて、鳥取県自由民権運動史上、正潔は重要な人物であり、岡嶋家史料の中にもこの期の正潔の動きを伝える書簡が数通ある。

ところで、共立社は、「共立学舎」を設けて後進子弟を教養せんとして明治八年文部省より許可を得た。しかし、共立学舎は、国内外・県内の諸情勢の影響もあって九年八月一時閉舎する。これ以後、共立社は学舎を根拠に政治結社として活動を強めた。しかし、十七年になると共立学舎再興の気運が高まると、正潔は共立学舎幹事として、資金の調達、経営にあたっていたのである。

ともあれ、廃藩置縣後、窮乏していく士族は政府の動きに不平をもち、とくに県下では県の合併再置などの大変動もあって、大きくゆれ動いた時代を経験することによって、正潔は、県下在住士族のリーダーに成長していくのである。

4 岡嶋家文書について

当館が所蔵することになった岡嶋家文書は、約三百点にのぼる。岡嶋家に伝わった史料のうち一部が中野知行氏のところにも所蔵されているが、その内容は不明である。しかし、主要な部分は、当館に収蔵されたと考えてよい。

ところで、岡嶋家文書は、天正十七年にはじまり、ほぼ明治四十年代におよんでいる。中でも重要なものは、天正と元和にかけての約二〇通の文書である。

池田家史料の中にもこの期の文書がほとんど存しただけに貴重である。内容は、池田輝政、忠雄の判物(知行宛行状)をはじめ、書状が中心である。家譜

の中に「大坂一乱之節御陣中より被成下候御書等数通書持仕候」(初代五郎右衛門)とある。二十三号の池田忠長書状がそれである。二十三号文書は「為見廻樽式到来、喜悅之至候、此表大坂の町破申候、弥落居程有間敷候、其地之儀萬事無断肝煎専一ニ候、謹言。十二月二日 宮内少輔忠長(花押)」とあるから慶長十九年大坂冬の陣に出陣中の忠長から領国淡路に居る五郎右衛門に宛た書状である。

また、この一群には、慶長五年十月十六日の池田輝政の定書がある。

定

- 一 米とめの事
- 一 竹木切取ましき事
- 一 所々明家こぼち取ましき事
- 一 先給人妻子先納返弁迄可留置事
- 一 田島先(まは)免(か)ハ先給人定のことくたるへく問悪毛早々蒔つき事
- 一 米大豆売買すへからさる事
- 一 今度上使人馬有次第切手を以扶持其所にて可請取事
- 一 ぬかわら薪さうしへ為其地下人馳走すへし其外非分族一切申懸ましき事
- 一 上使之下人不服之儀於在之急度可成取若令用捨他口後後日聞出候者其主人可為出事

右条々若違犯者者処敵科者也依如件

慶長五年十月十六日

三左衛門(押花) (三十八号)

とある。慶長五年十月は関ヶ原の役の直後であり、池田輝政(三左衛門)は、播州五十二万石を拜領して姫路城に移ってくる。この定書は、その入部にあたって家臣に下したものである。このような約二〇通の文書は、ほとんど初代五郎右衛門に關係するものである。しかし、五郎右衛門がどのような格式、役職についていたかは不明であるが、備前時代には代官を勤めたらしく、三十九号文書はその時代のもので年貢取立の条目である。また二十五、二十七号文書も五郎右衛門が民政關係の役にあったことを思わせる史料である。

次にまとまっているのが九代正潔に關係した史料である。正潔の辞令と正潔

宛および正潔の書状が中心であり、これら書状は明治初年の鳥取の士族の動向を知る手がかりになる。また正潔書状の十通は、明治八年から十二、三年までのもので、鳥取県士族の自由民権運動の史料となるものである。さらに、正潔関係雑資料としたが、共立学舎、私立尚徳館關係の文書は貴重である。量的に多いのは、御用状とでもなづくべきもので、黄紙の切紙に切封である。内容は、家督相続、隠居願届、役方任免等である。奉公書、家筋書上等が文政、天保初年まで終っているのに対し、これら御用状は、それ以後、つまり、正簡、正簡に關係したものも多く、これを補う、家に関する史料でもある。

八代正簡については、明治元年から明治四年まで、いわゆる明治新藩制下における鳥取藩の藩政の中核にいたるのであるが、この間の彼の手控、日記のよなものも残っていない。関係史料はほとんど辞令である。

ところで、目録第2書籍の50、51号は、本来文書の部に入れるべき日記、勤向手控であるが、この種のものには、岡嶋家資料の中には、ほとんど残されていない。

5 岡嶋家の蔵書

岡嶋家に伝存されていた書籍は、そのほとんどが正義の著作およびそれに関する資料ノートともいべきものである。正簡も学館教授、奉行を勤めたこともあり、かなりの書籍も蔵していたであろうが、儒学関係の書籍は全く残されていない。ただ、彼は幕末から明治期にかけて、藩政の中心部にあっただけに、政治的関心から、太政官日誌写、江城日誌、鎮台日誌など幕末維新期の諸史料の写し七十一冊が残されている。「田島取藩家祿調査」は、正簡が明治六年に大蔵省の指令により、旧藩中貫屋家祿帳取調を申しつけられそれによって作成されたものである。

岡嶋正義の編著作について

正義の著作には左の表に掲げたようなものが知られている。しかし、その全貌は明らかにされていない。また著作とされているながら原本が伝わらず、写本のみのものもある。さらに草稿の段階のままのものもあり、とくに教度にわたる推蔵を重ねるたびに標題が変化しているものもあり、それら相互の関係の究明など今後の研究にまたねばならない多くの問題を残している。

著書名	巻数	成立年代	備考
因幡国古図説	1	文政 元 (1818)	藩邸年表、御家後紋 図説は藩邸考に附随 して著わされたもの
因幡野史	7	文政 5 (1822)	
増補歴年史略説	1	全 上	
竹島考	2	文政 11 (1828)	
鳥府志	10	文政 12 (1829)	
旧翠整覧 付録 家主交替記	5	天保 5 (1834)	
藩邸考	2	天保 12 (1841)	
藩邸年表	3	全 上	
御家御紋図説	1	全 上	
因府年表	13	天保 13 (1842)	
上書控	1	天保 15 (1844)	
増補十家聞録	1	天保 15 (1844)	
たじまあしげ	1	弘化 2 (1845)	
鳥府政秘録	16	弘化 3 (1846)	
給所親善祭の発端	1	安政 6 (1859)	
諸邦略図類	1	年代不詳	
雑集	20	全 上	
仮綴もの	4	全 上	

因幡野史(七冊)、因府歴年略史(七冊)、霜眉隨記(五冊)は、藩史編纂所による写本がある。したがって、明治末期までは、それぞれの原本か別の写本が残されていたはずであるが、その辺の事情は明らかでない。

正義の歴史叙述

正義の著作の中で最も重要なものは、「因府年表」「鳥府政秘録」「化政政秘録」「天保政秘録」とつづく一連の年表であろう。このうち、「因府年表」と「鳥府政秘録」は、教度の推蔵をへて一応完成され、著者による浄稿本も残っている。化政政秘録、天保政秘録の両書は、まだ草稿の段階であり多くの書きこみ、附箋があり未定稿のまゝで附言もない。

前二書の附言により、その成立の事情および正義の歴史叙述についての考え方を簡単にみておきたい。因府年表附言によると、「本藩転封ノ以来……未本藩歴世ノ事蹟ニ心ヲ用シ人アル事ヲ聞ズ、是故ニ旧説稍溷溷シテ世ニ伝ハレルモノ幾希ナリ。先哲小泉友賢稱揚民談記ヲ著シテ是ニ年表ヲ準タルモ甚疎ニシテ可採モノ無シ。」という状態であり、「是ヲ以寛文ヨリ以前ノ事実備ニ不伝、切ニ可歎」と歎いている。このことが正義を本藩歴世の事蹟の叙述に馳りたてる原因になったであろう。その結果「自己の用ハなし不申候へ共、責面ハ後來忠勤を勵ん人々の一助と相成候へ、志願空しからず候」(岡嶋儀三右衛門上書草稿)と考えたのである。それは、また公的役職に任ずることの少なかつた正義にとって、「予カ素餐ノ罪ヲ免レテ、洪恩ノ萬一ニ報」ずることになるという意味をもつのである。

正義は史料撰採、叙述についての考えを同じ附言の中で次のようにのべている。

「其載スル所、概ネ本文ニ拠テ敢テ私意ヲ加ヘス。唯愧ラクハ、辞理鄙昧ニシテ其言ノ通セザラン事ヲ、読者宜シク瞭察ヲ加ヘヨ。」と、客観主義を貫ぬいたことをのべている。しかし、「諸説ノ内ニハ、後ニ其出所ヲ準テ往々微証ニ備ヘ度処コレ有ト雖、多分ハ公ニシ難キ諸家ノ私筆ヲ借貸シテ、其中ヨリ抜抄セル故、姑ク略之、曾テ胡亂ノ説ヲ伝ヘテ後人ヲ惑シムルモノニ非」として、各記事の出典を明らかにしていない。さらに「凡他ノ記ニ精シク載タルヲモ、予ニ解レル子細アリテ私ナラサル条件ヲモ往々省略セルモノ有リ。叨リニ疎漏トス

著書名	巻数	成立年代	備考
増補異説見聞録	9	年代不詳	鳥府志の草稿
珍事録	3	全 上	
山陰大府録	1	全 上	
因鳥府志	1	全 上	
因府歴年略史	7	全 上	
霜眉隨記	5	全 上	
化政政秘録	8	全 上	
天保政秘録	1	全 上	
樹物愚案	2	嘉永 4年	
植物愚案	1		
樹芸鄙論	1	全 上	
因府歴年大雑集	15	全 上	
六水記	1	全 上	
御城内之燈	1	全 上	
宮部家之由緒略記	1	全 上	
石梁産録	1	全 上	
田園略説	1	全 上	
洪水之防禦	1	全 上	
因府歴年雑集草稿	1	全 上	

文政12年の洪水記

ところで、鳥取藩史編纂所の岡嶋家史料調査で、「岡嶋正義遺稿」として史料目録にのせているものの中に、正義の著作でないものがあげられている。因州記、因府夜話、因幡民乱記、重墨利加漂流などがそれである。また、明治四十三年七月の調査当時には岡嶋家に伝存されていたであろうが、現在その所在が明らかでないものも少なくない。藩略略説、霜眉隨記、かりねの夢などがそれであり、また第二回の調査史料の六点もほとんど現在所在が明らかでない。

ル事勿レ。」というような態度もみられ、その客観主義にも限界があったといえる。しかし、それは正義の経歴、立場からして当然の限界とでもいえるのである。

一方、正義は「凡米価ノ貴賤ハ人情ノ動靜經濟ノ本源ナリ。故ニ見ルニ從テコレヲ不泄、専ラ利ヲ弄シテ如此欺ト予ヲ鄙ノスル事勿レ」とのべている。米価の変動に着目し、これを社会、経済の変動の要因と認識している。そして、これを史料撰採、歴史叙述の一つの視点にすえている点は、彼のすぐれた点の一つと考えることができる。

岡嶋正義編著書解説

正義の主な著作について、その成立等について簡単に解説を付けておく。

1 因府年表、鳥府政秘録

因府年表とそれに続く鳥府政秘録、化政政秘録は、天保政秘録編年体の鳥取藩の歴史であり、この一連の著述は、正義の生涯をかけての仕事であった。

因府年表 十二巻 寛永七年一延享 四年
鳥府政秘録 十六巻 寛延元年一文化 四年
化政政秘録 八巻 文化五年一文政十三年
天保政秘録 三巻 天保二年一天保十二年

正統は、鳥府政秘録を浄書校合して藩主に献上しているが、それによると「因府年表統編」と題している。鳥府政秘録という題名は正義自筆本でも訂正の跡が見えるから、著者自身確定しかねていたであろう。また化政・天保政秘録のことを「因府年表統々編」とよぶこともあり、標題は異っても一連の著作であるといえる。

正義は若年のこと、某家に伝わる延宝六年から元禄十一年にいたる「日録」を見これを抜抄して写したという。ところが文化九年の大火でこの「日録」は焼失してしまった。そこで、正義の写本をもとに諸資料を集め、増補し、文政五年に「因幡野史」として完成した。

その後、資料をさがし、補筆訂正すること二十年におよび、加筆した記事が行間をうめつくした。そのころまた一家に伝わる天和三年から享保(享保ママ)に至る「旧録」を発見した。この旧録は、官庫の記録に近いもので、少々欠落部

分があるが、おそらく記録した人が在官中に記した貴重なものであった。これをもとにさらに補綴して、題も「因府年表」と改め十二巻が成立する。成立年が明確に示されていないが天保十二、三年ごろではなからうか。

因府年表は寛永七年、藩祖光仲誕生の年をもってはじまるが、官庫はいざしらず、寛文以前については民間に資料がなく、御系譜、十家系図、稲場民談記によるほかなかったのべている。

因府年表の原形となった因藩野史は、寛永七年から文化四年まで一六七年間のことを記している。鳥府政秘録は、その後半寛延元年から文化四年までに相当する。どうして二分し、別々の標題を付したか明らかでないが、因府年表附言に「寛延、宝暦ノ際ニ降リテハ、諸家ニ伝フル所ノ記録頗ル乏シカラス。依之、事実ヲ得ル事最易シ。予ハ其概略ヲ録シテ詳細ハ後哲ニ委ヌ。」とのべているから、このあたりにその理由を求めることができよう。

鳥府政秘録は、因府年表にひきつづいてほぼ五年後の弘化三年二月に成立している。

2 化政政秘録 天保政秘録

鳥府政秘録につづいて、化政政秘録、天保政秘録が編纂されている。この両書には、序文、附言等成立事情を明らかにする記事が一切付されていない。しかし因府年表附言の中で「当世記ニ当ルモ年歳ヲ歴ルトキハ、漸々亡滅シテ前代ノ如クナラン」、「蚤ク是ヲ援拾シテ後悔アル事勿レ」と史料の滅亡を防ぐ努力を怠ってはならないことを警告している。これは、彼が現代史にもなみなみならぬ関心をもっていたことを示すものであろう。

両書の扱っている年代は、文化五年から天保十二年までであり、正義が二十三才から五十八才までの三十六年間である。正義にとっては、化政政秘録、天保政秘録は、まさに同時代史の叙述であった。それだけに「本文ニ拠テ敢テ私意ヲ加ヘス」といった因府年表以来の叙述態度も、例ば、文政十年八月、在中に五歩米を課したことについて「当毛は中年より劣候に如何なる御処置なるや」（巻七同年八月十三日）と藩の施策を批判し、また文政六年五月十五日には、金銀相場の変動について、「現在低昂ノ権ハ姦商の手裏ニ出、御領内ノ人情ヲ動揺セシムル事、歎息スルニ餘リアリ」（巻五）など、正義の政治、経済に関する考え

存するものは「因之部上」一冊のみでその内容は明らかでない。その後、これをもとに「因鳥府志草稿」全八冊（泉史編纂室蔵）が作られ、さらに三巻十冊の「鳥府志」が完成するのである。しかし著者は、この十冊本（泉史編纂室蔵）をも完成本とは考えていなかったようで、訂正、加筆が見られる。しかし、その後の諸写本もこの三巻十冊本の形態をとっている。上中下三巻はそれぞれ三冊で構成され、それに、凡例、引用之書並図説、概説などを記した「首巻」が附されて十冊となっている。

これによると、稲場民談記をはじめ八種の書と古図、大図の二種の図が引用されたことがわかる。中でも重要な役割を果たしているのが「遺業」の説や図である。正義は、「遺業」について「或家の祖、元祿の末年より享保中に至るまで其間の事蹟を親しく見聞き及んで記之、或は故老の伝説を筆載して、聊も虚偽なき実録」というだけで、著者も書名も明らかにされていない。これについて浜崎洋三氏は藩士野間八左衛門義学（宗蔵）の「因州記」が「遺業」ではなかったかと推定されている。

鳥府志は、長く門外不出の秘書で、泉史編纂室が所蔵する著者自筆本は岡崎家に秘蔵されていた。明治になり、城下の変貌が著しくなつてようやく公開された。現在四種の写本が確認されている。なお、鳥府志の成立については鳥取県史6近世資料の徳永職男氏の解題、浜崎洋三氏「鳥府志について」（鳥取郷土文化445昭和四十九年六月二十日）にくわしくのべられている。

4 旧畧整覧

因幡における旧城址や戦跡の实地踏とこの地の伝承、「諸書ヲ校考シテ、子弟ノ後覽ニ便ナラシメン」として著述されたもので、天保四年四月に完成している。

本書は、上、中、下三巻からなり、それに因と家主交替記が附されている。上巻は、天保十四年山名誠通が久松山に出城を築いたことにはじまる鳥取城の草創から、歴代城主の交替、袋川の流路の変遷の考察におよぶ十項目がおさめられている。中巻は、天正九年秀吉の鳥取城攻めの諸將の陣營の図が中心であり、下巻は、鳥取城落城の経過と宮部善祥坊入城以来の鳥取城の没革を記している。

方がうかがえておもしろい。

3 因府年表と因藩野史、因府歴年略史

因府年表は、正義自筆本が二種現存する。一つは県立鳥取図書館に、他は鳥取県史編纂室に所蔵されている。その他久松閣図書に二種、藩史編纂所に一種の写本がありこれはこれはいずれも当館が所蔵している。鳥府政秘録にも正義自筆本が二種ありいずれも当館が蔵しているが、正階の浄書校合本が久松閣図書に納められている。他に藩史編纂所の写本がある。化政政秘録、天保政秘録は、著者自筆本が一種づつあり当館が所蔵している。他に藩史編纂所の写本がある。化政政秘録には、全一巻本があるが、これは表紙標題に「化政政秘録全」とあり、巻頭には「因府歴年略記」とある。途中元号の改まる文政元年の頃にも「因府歴年略記」とあるから、実質的には、「因府歴年略記」であり、化政政秘録の草稿にあたるものであろう。因府年表は、その附言にもあるごとく、「因藩野史」がもとになっている。しかし、因藩野史は、原本と思われるものが一巻（三ノ四とある）しか現存していない。しかし、先にのべたように藩史編纂事務所が調査した時点では全巻そろっていたようで、七巻七冊の写本が残されている。

ところで、藩史編纂事務所写本に「因府年略史」（元亨利貞七冊本）がある。序文、附言等もなく、編著者も成立年月も記されていない。かつて萩原直正氏は、その内容を検討し、因府年表とはほぼ同様であり、これまた因府年表の草稿本のものであることを指摘された。因府年表の附言の中で因藩野史についてふれているが因府年略史については一言もふれていない。徳永職男氏も「草稿的な色彩が強い。」とし、この三書の関係を因藩野史→因府歴年略史→因府年表と想定されているようである。とにかく、因府年表の成立に関しては、因藩野史凡例に「所^カ連歳纂^イ著^ウ、大半出^エ於野間氏之御家之記、故^ニ根^ニ以^テ他之雜件^ヲ附^シ之」とあるごとく、より先駆的な著作ががったことも考えあわせ後に問題をのこしている。

3 鳥府志

鳥府志は、鳥取城下の地誌である。その成立は、文政十二年十一月である。鳥府志の最初の草稿と思われるものに「山陰大府録」と題するものがあるが、現

附録の家主交替記は、享保ごろ某氏の著わしたものに、その後の変遷、正義の考察を加筆増補したもので、鳥取城下の侍屋敷について知ることのできる資料である。本書は鳥取図書館本と当館所蔵本（久松閣図書本）と二本が知られているが、いずれも写本である。

5 藩邸考

因州藩の江戸藩邸、兩分家の江戸屋敷についてのべたもので、天保十二年十一月に完成している。藩邸考は一冊であるが、それに藩邸年表、古武鑑抄、御家御紋図説が附録としてついている。現在久松閣図書本が残っているが、これも古武鑑抄が欠けている。

6 因府歴年大雑集

因府歴年大雑集十五巻の成立時代は明らかでない。おそらく因府年表等一連の著作の成立の過程でうまれてきたであろう。因府年表等が比較的簡潔な事記だけで構成されているのに対して、絵、図が多く記事もくわしい。また、図には珍事録に所載されているものもある。内容は、雑集とあるごとく、雑多であり、珍事、異事についてのものが多い。

7 旧図略説、因幡国古図説

鳥府志が、鳥取城下の地誌であったのに対して、両書は近郷の地誌である。旧図略説には、「藩士江石梁著述」とあり、「因幡一ノ宮縮図」の説明の中に「弘化ニ乙巳年予当社へ参詣して云々」の記事があるから、弘化二年以降の成立である。

因幡国古図説は、表紙裏に「此図成功ノ表年ヲ不記余是ヲ思量スルニ寛文十年ナラン歟」とある。此図とは、おそらく鳥府志引用の「大図」のことであろう。そして「因中聊考ル処ヲ載セテ、後君ノ賢評ヲ俟」とあるから、この「大図」についての考察をのべたものであろう。正義は、この大図も含めて何枚かの古図を、文政元年から五年ごろにかけて模写、調査しているようである。

8 竹島考

竹島は、豊後島のことである。自叙によると、「本藩幕府之旨ニ応シテ条上シ給ヘル処ノ竹島ノ精記及図、予ニ授セル人アツテ、是ヲ熟聞スルニ、甚根拠トスルニ足リ、今予ガ連歳耳目ニ得ル衆説ト会シテ選テ為^レ一書、名テ曰^ク竹島考」

とあり、文政十一年八月に著わされている。「因府岳良編述」とある。天保甲辰(十五)年三月の重周稿の「竹島考序」が別紙で付いていて、その中に「吾藩石梁君、博識宏聞、特精地理、(中略)又頗富著書、近來有竹島考之作、」とあるから、岳良は石梁つまり正義のことである。

竹島考上下二巻は、上巻に総説、図説、竹島の地理等、下巻には、竹島通船をはじめ、同島をめぐる我園および朝鮮の關係資料を載せている。

9 霜眉隨記

正義の晩年の隨筆で、ほゞ彼が直接見聞したことをもとに記されている。現在、藩史編纂所の写本でしか、見ることができないが、この写本は五冊あり、第四冊には、季候、鳥獸類、魚甲介類、物師とあり、第五冊は雜とある。記事は、化政期から天保期にかけてのものが多い。

10 多治摩蘆毛

多治摩は但馬である。正義が弘化二年九月二十一日から二十九日まで、一人のお供をつれて但馬路に遊んだ紀行文である。

11 植物愚案・樹物愚案・樹芸鄙論

正義は、殖産興業にも心を用いた。製蠟材料である榿樹を自分の給所の村々に植付させるなど、農村の更生、振興策にも熱心であった。この三書は、自分の体験もまじえての給所の村々の救済、更生策の意見書であり、記録である。嘉永四年の成立

12 増補十家聞録

本書は、もと享保九年七月に野間義学によって編集された「諸家聞書」がもとになっている。「諸家聞書」は、野間義学が「諸家ノ伝説古老ノ物語ヲ聞ニ任セテ記」したもので、草稿のままであったという。正義は、その中から十家、つまり因藩著座十家に関する部分を抜きだし、脱文を補い、元文前後までの記事を加えて、題を「十家聞録」と改めたのが天保十五年であった。

18 増補異説見聞略

正義の兵学の師岡村洞江齊景貞の編述した「異説見聞略」は草稿のままであつたという。海防にも関心をもった正義は、師からこれを引きつぎ増補してこれを完成したものである。

14 増補珍事録

この書は、二つの凡例をもっている。増補珍事録の題に付いている凡例によると「本書『九字分消シ』家之世之統記ニシテ、其『三字分消シ』ナリトス、寛永九年壬申年ニ始リ享和二壬戌年ニ終ル。凡百七十一年之間封内ノ事蹟ヲ載ス、今鄭生其志ヲ継テ其末端ニ『二字消シ愚案カ』とあり、『文政三年庚辰季冬上完』とある。筆者は記されていないが、岡嶋正義である。

上中下三巻からなるが、上巻は早見図と名づけられ、多くの記事が載っているが、内容は簡単である。早見図に書ききれない記事が中・下巻に収録されている。

ところで、上巻の末尾に「本藩事蹟述作之書目」という記事が付されているが、その中に「御家之記珍事録 野間氏代々之著書」とある。因藩野史の根源的資料となったという野間氏の御家之記と何らかの關係があるもので、これに正義が増補を加えたものである。

15 雜集、仮綴もの

正義は、因府年表等を著わすにあたって、多くの史料を渉猟している。彼を知る須知善兵衛尚秀は「新古の書籍に互り、世に流布する処の物へ更にもいはす、諸家に於て旧記伝れりと聞し方には、親しきと疎きをいわす、人しても乞自らも至りて借得て、写取事数知らず。云々」(国会図書館本島府志附言)といっている。雜集、仮綴もの、石梁庶録等は、その諸家旧記、旧事にわたることの聞き書きである。現在では、書名さえもわからなくなっている資料等が書写されている場合もあり、今後これを精査することによって多くの資料を得ることができよう。

後記

資料調査報告書第二集をやつと刊行することができた。

岡嶋家資料の多くは、当館に収蔵することになったが、正義の主著「因府年表」や「鳥府志」の自筆本を欠くなどまだまだ不十分な点もある。今後何らかの形でこれを補う努力をしたい。

正義の著作のうち、因府年表、鳥府敬秘録等は、大正初年佐伯元吉によって「因伯叢書」として刊行された。(昭和四十七年復刻名著出版)しかし、その底本が何であったかは不明である。最近、鳥取県史近世資料編として刊行が予定されている「因府年表」は正義自筆本によっている。また「鳥府志」については県史近世資料編6として、昭和四十九年二月に刊行され、一般の利用は一段と便利になった。

これらの利用をさらにすすめるためにも他の岡嶋家資料を早く整理して公開すべきであるが、正義の著作は、未定稿や史料の書写本等が入り混り複雑で整理がはかどらない。したがって本報告書に載せた文書、書籍の目録は、現段階までの整理をまとめた仮目録である。

書籍の整理は、史料係の山根文子、福井淳人が当った。また文書は福井が担当した。本報告書の作成は、主として福井が当った。資料の収集、整理、報告書の作成にあたって、鳥取県史編纂委員徳永職男、浜崎洋三両氏の指導助言をいただき、鳥取県史編纂室の協力をいただいたことを記し、感謝の意を表わす。